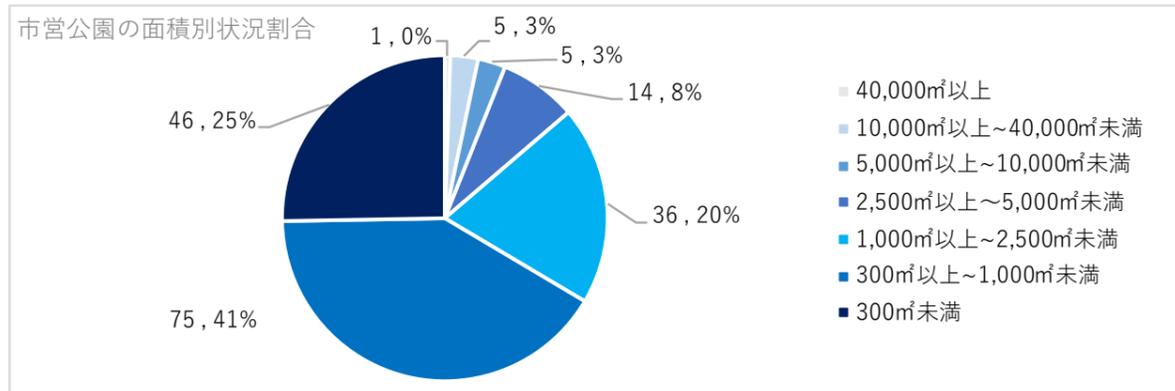


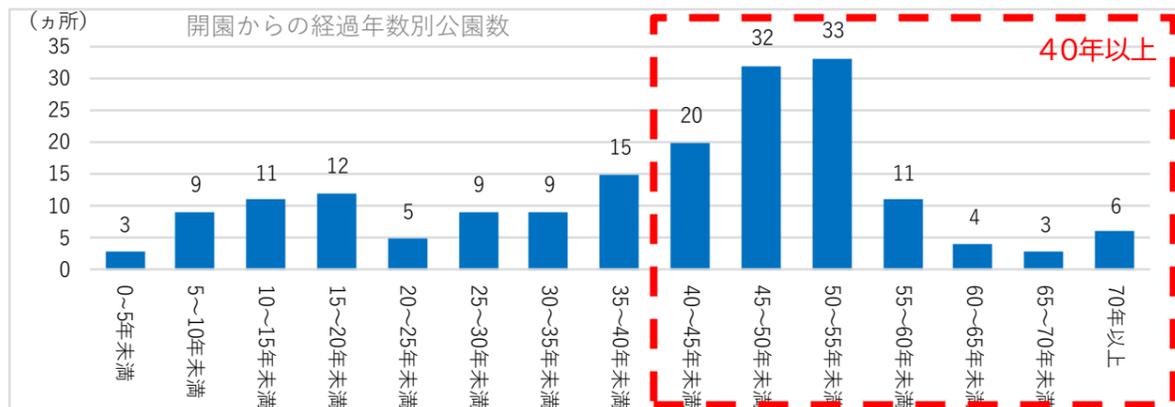
守口市公園マスタープラン概要版

1 本市の公園を取り巻く現状と課題

- 1人あたりの都市公園面積は7.02㎡/人で大阪府平均を上回っていますが（令和2年3月末現在）、淀川河川公園と鶴見緑地に頼るところが大きく、規模の大きな公園は市域の南北に偏在して、守口都市核をはじめ、まちなかに少ない状況にあります。
- 市営公園は小規模なものが多く、1,000㎡未満が約68%、中でも施設整備や利活用の条件がより厳しくなる300㎡未満の狭小な公園が約25%を占めます。



- 地域レベルの多様な利用を受け止める1ha以上の公園は5ヵ所（よつば未来公園を含む）、小学校区レベルで拠点となりうる2,500㎡~1ha未満の公園は20ヵ所ありますが、どちらもない校区が3校区あります。
- 「歩いて行ける身近な場所に公園がある」状況はおおむね達成できていますが、小規模な公園が誘致圏を重複させながら多数立地している状況でもあります。
- 市営公園は開園から40年以上経過したものが多く、施設の老朽化等が進んでいます。全面リニューアル等の事業に着手している公園もありますが、今後さらに対策が必要な公園が増加することが見込まれます。



- 同じような遊具・施設があっても個々の特徴に乏しい小規模な公園が多く、かつそれらがいくつも集まっているため、公園の利用活性化や魅力的なまちづくりの上での課題となります。
- 都市計画法の開発許可制度に基づき一定規模以上の開発の際に整備される開発提供公園の存在は、公園面積や箇所数の確保の上では有効ですが、計画的な公園配置には繋がらず、小規模で個性に乏しい公園が近接する一因ともなっています。

2 計画期間

第6次守口市総合基本計画（令和3年(2021年)3月）の計画期間と整合をとり、令和12年（2030年）を目標に方向性を定め、短期5ヵ年のアクションプランを定めます。

3 本プランの対象とする公園

本プランでは、守口市が管理する以下の都市公園、児童公園、その他公園を「市営公園」と呼び、プランの対象とします。

市内にはほかに国が管理する都市公園である淀川河川公園、大阪市が管理する都市公園である鶴見緑地等がありますが、これらは現状分析においてのみ取り上げ、プランの対象とはしません。

都市公園	都市公園法、守口市都市公園条例に基づく公園
児童公園	守口市児童公園条例に基づく公園
その他公園	都市公園及び児童公園以外の公園の管理に関する要綱に基づき管理している公園

4 めざす公園像と基本方針

上位・関連計画や都市・公園の現状と課題を踏まえて、本プランにおいてめざす公園像と、その実現に向けた基本方針を次のように定めます。

めざす公園像 いつまでも住み続けたいまちにふさわしい魅力ある公園

子どもや若い世代が夢を育み、安全に安心して暮らせるまちを持続的に発展させるため、市民とともに特色ある魅力的な公園づくりを進め、公園が持つ多様な力をより効果的に発揮させる

基本方針1 魅力的な公園の整備・再整備

- 地域ごとの特徴やまちづくりのニーズに対応できるように、公的不動産の活用等による新規整備や既存公園の再整備等により、魅力的な公園づくりを推進します。
- 小規模な公園が多い一方で公園や施設配置の粗密があることから、一定規模以上の公園が不足する地域・校区には新たな公園整備を検討するとともに、小規模な公園の統廃合や再編を進め、地域ごとにバランスの良い公園配置を目指します。
- 多数の公園が近接するエリアでは、公園ごとの特色をはっきりとさせ、ネットワークと役割分担によって魅力ある公園づくりを進めます。

基本方針2 安全・安心・快適な公園施設の適正配置

- 市民ニーズの変化を的確に捉え、安全・安心・快適な公園利用につながる公園施設の導入や改修を推進します。
- 施設老朽化に対応して必要な長寿命化対策や施設更新を実施するとともに、あまり使われていない施設や維持管理の負担が大きい施設等の撤去や簡素化、統廃合を進めます。
- 防災対応施設など、これからのまちづくりに必要なものについては、公園全体の整備・再整備とあわせて計画的に導入を進めます。

基本方針3 市民・団体・事業者との協働による管理運営の拡充

- 公園管理に携わるボランティア団体等への支援充実のため、活動面積や活動内容等に応じて活動資金や作業に使用する物品等の提供をおこないます。
- 指定管理者制度の充実や包括業務委託の導入により、民間事業者のノウハウを活かした公民連携による管理運営を進めます。

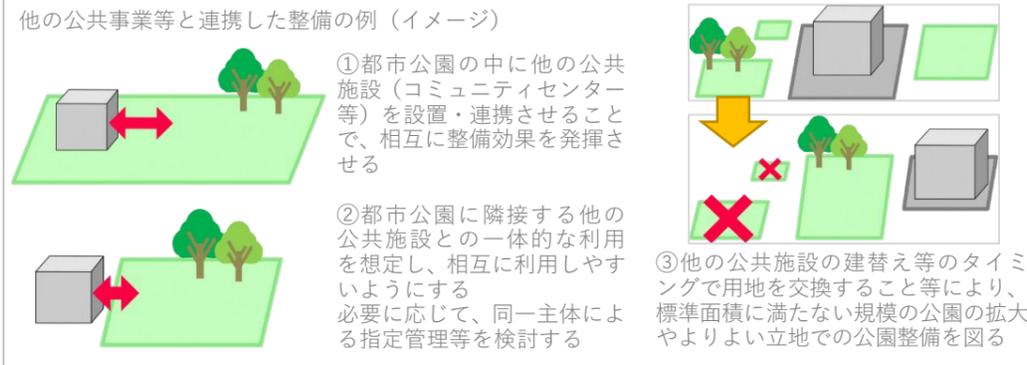
基本方針4 開発提供公園のあり方の見直し

- 公園の多様な機能発揮に必要な規模の確保と、限られた予算の中での適切な管理水準の維持等のため、開発に伴う提供公園の設置基準等を見直しを進めます。

5 施策の展開

(1) 他の公共事業等と連携した効率的な公園整備

- ・【新規整備】既存公園の整備状況、まちづくりに関する方針等から必要性が高い地域で重点的に実施します。



- ・【拡張】守口市都市公園条例に定める標準面積に満たない街区公園、近隣公園は拡張や統廃合によってこれを満たすことを目指します。

(2) 公園ごとの機能分担や特徴づけによる魅力向上

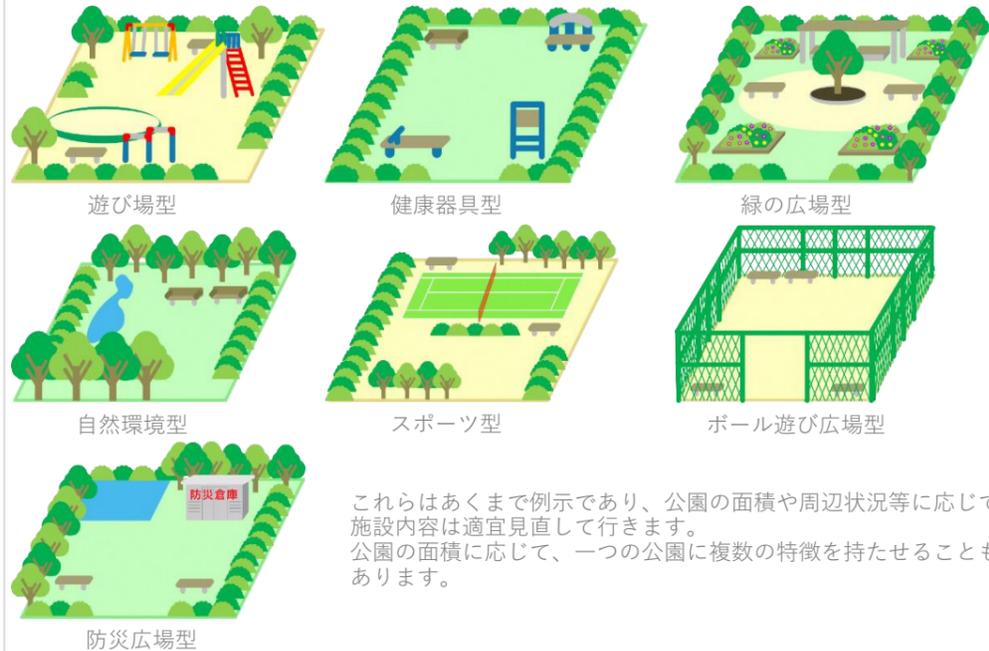
・【機能分担・特徴づけ】

小学校区レベルでの拠点となる公園（おおむね0.25ha）以上の公園と、それ以外の小規模な公園との機能分担を見直します。

- ・【統廃合・廃止・移転】狭小な児童公園同士が近接している場合等には市営公園の統廃合・廃止・移転を検討します。



公園ごとの特徴づけのイメージ



魅力的な公園の整備・再整備

安全・安心・快適な公園施設の適正配置

(1) 必要な施設整備と施設水準の向上

- ・【ニーズの高い施設の整備】目安となる利用圏域等に基づく配置基準を別途定め、公園ごとの機能分担・特徴づけとも関連づけながら段階的に整備を進めます。
- ・【施設水準の向上】インクルーシブデザインを取り入れた施設の導入等により施設水準の向上を図ります。



大型遊具

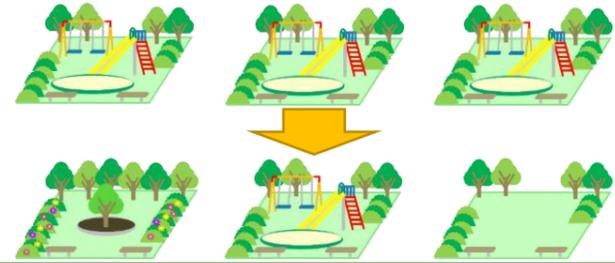
(2) 施設老朽化への対応と将来的な負担軽減

- ・【計画的な老朽化対策の実施】長寿命化対策を計画的に実施し、ライフサイクルコスト縮減とともに、今あるものをできるだけ長く使えるようにします。
- ・【施設総量の抑制】配置バランス、地域の実情を踏まえながら、管理対象とする施設総量の抑制を図ります。



バリアフリートイレ

施設総量の抑制（イメージ）



同じような施設内容の小公園が近接して機能が重複している場合、施設の削減を行なう



インクルーシブ遊具

市民・団体・事業者との協働による管理運営の拡充

(1) 市民ボランティア団体への活動支援の拡充

- ・【活動支援メニューの拡充】緑・花グループ等の公園ボランティア団体の活動支援のため、支援メニューの拡充を検討します。
- ・【新たな担い手の確保】市民協働の受け皿としての「公園ボランティア」を促進するとともに、公園利用団体が公園清掃や施設点検等に気軽に参加できる仕組みを整えます。

(2) 事業者との連携の拡充

- ・【指定管理者制度の充実】指定管理者制度により、民間事業者等が持つノウハウを活用した質の高い市民サービス提供や効率的・効果的な管理運営を充実します。
また、都市公園に隣接する他の公共施設との一体的な指定管理者制度導入等により、双方が効率的に管理できる場合は、積極的にこれに取り組めます。
- ・【包括的民間委託の導入】現在は、樹木剪定や施設点検等はそれぞれ業者委託し、パトロールは直営により実施するなど、複数の業務により公園管理を実施しています。今後は、それらを包括的に発注することにより業務の効率化を図ります。
- ・【公民連携による施設設置・管理の検討】特色ある施設整備や公園活用を効率的に進めるため、民間事業者等の資金やノウハウを導入した公園整備を進めます。

開発提供公園のあり方の見直し

(1) 公園等の設置が必要となる開発行為の条件見直し

- ・公園等の設置を義務付ける下限面積の緩和、開発区域周辺の既存公園の状況に応じた設置義務の見直し等の検討を進めます。

(2) 整備される公園等の内容や管理手法の見直し

- ・開発公園等については自治会やマンション管理組合等による自主管理を認めるような制度改定を検討します。

6 短期5年のアクションプラン

東部地域	1	佐太老人福祉センター跡地公園の整備	事業予定	南部地域	1	大宮中央公園の拡張（旧さくら小学校跡地の公園整備）	事業中
	2	弥治右衛門碑前公園、藤田西公園の拡張再整備	検討中		2	南小学校跡公園（仮称）の整備	事業中
中部地域	1	八雲東公園の拡張再整備	事業中	中部地域	3	菊水公園の拡張再整備	事業中
	2	日吉公園の再整備	事業予定		4	世木公園ならびに西三荘ゆとり道の再整備	事業中